

平成 25 年度京都市中小事業者省エネ・節電設備整備事業補助金の募集について

■概要

- 平成 23～24 年度に京都市で実施した「省エネ診断」・「省エネ・節電診断」及び今年度に機構で実施する「省エネ・節電診断」で提案された対策のうち、省エネ及び節電に寄与する設備を導入する事業に対して、その経費の3分の1以内（上限150万円）を予算範囲内で補助します。

■申込期間

平成25年5月8日(水)から平成26年1月31日(金)まで

(補助金交付予定額が予算額に達した場合は上記期限内であっても募集を終了いたします。)

■対象事業者

○京都市内に事業所を有する以下のいずれかに該当する事業者(なお、「対象要件」を満たしている必要があります。)

- (1) 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定するもの)
 - (2) 有限責任事業団体(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定するもの)
 - (3) 社会福祉法人(常時使用する従業員の数が100人以下、または補助対象事業所における入所定員数が100人以下のもの)
 - (4) 医療法人(常時使用する従業員の数が300人以下、または補助対象事業所における入所定員数が150人以下のもの)
 - (5) 上記に準ずるもので、機構理事長が特に必要があると認める法人または組合
- ※ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人は対象外となります。
- ※ 京都府地球温暖化対策条例または京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」は対象外です。

■対象要件

○次に掲げる要件を満たしている必要があります。

- (1) 平成 23～24 年度に京都市で実施した「省エネ診断」・「省エネ・節電診断」及び今年度に機構に実施する「省エネ・節電診断」を受診していること
- (2) 補助金を受給しようとする事業所において、環境マネジメントシステム(ISO14001、KES・環境マネジメントシステムスタンダード、エコアクション21、エコステージ等)の認証を受けていること。
- (3) 補助対象事業の着手の前に交付申請の手続きを完了すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 「Do You Kyoto?クレジット」制度に参加すること。
(削減分のCO₂を「Do You Kyoto?クレジット」として提供いただきます。)

■補助対象事業

- 平成 23～24 年度に京都市で実施した「省エネ診断」・「省エネ・節電診断」及び今年度に機構が実施する「省エネ・節電診断」において提案した施策に基づき、補助対象事業者が実施する既存建築物の設備整備事業
- 補助金交付決定日以降に着手し、平成26年2月28日までに完了する事業
- 他の満たすべき要件の詳細は、機構のホームページに掲載している要領を参照してください。

■補助率及び補助限度額

- 補助対象経費の1/3以内(上限150万円) ※消費税は補助対象経費に含まれません。

【申し込み方法】

- 申込書に必要事項をご記入の上、電子メール・郵送・FAXのいずれかでお申込みください。
- 申込書、制度の詳細内容は、機構のホームページをご参照ください。
一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構
京都市右京区西京極豆田町2番地 京都工業会館2F
TEL 075-323-3840 FAX 075-323-3841
受付時間：午前9時～正午、午後1～5時(土・日・祝祭日を除く)

※ 本事業に関する問い合わせは機構の他、京都市 新産業振興室(TEL 075-222-3324)でも受け付けます。